

## 匠の里アドバイザー事業実施要領

[長野県商工部：1986年：昭和61年]

### (目的)

第1 新市場・新商品開発の専門家等の中から選定委嘱した匠の里アドバイザーを産地の中小企業者又は中小企業グループ（以下「グループ等」という。）に派遣指導することによって、グループ等の新市場・新商品開発を支援し産地の活性化を推進する。

### (指導対象)

第2 匠の里アドバイザーによる指導対象は次のとおりとする。

- (1) 国及び県が指定した伝統的工芸品産業に属するグループ等
- (2) 知事が特に必要と認める伝統的地場産業に属するグループ等

運用

(指導対象) 第2の(1)は

- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業に属する中小企業者
- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業に属する中小企業の同業種グループ
- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業に属する中小企業者を含む異業種のグループ

を(2)は

- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業以外の伝統工芸品産業に属する中小企業者
- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業以外の伝統工芸品作業に属する中小企業の同業種グループ

プ

- ・ 国及び県が指定した伝統的工芸品産業以外の伝統工芸品産業に属する中小企業者を含む異業種

グループ

- ・ 食料品産業の異業種グループ

をいう。

### (匠の里アドバイザーの選定と委嘱)

第3 匠の里アドバイザーは第2に規定する指導対象の産地組合及びグループ等並びに中小企業総合指導所、工業関係試験場、地方事務所等が推薦する新市場・新商品開発の専門家等の中から選定し委嘱するものとする。

### (匠の里アドバイザーの委嘱期間)

第4 匠の里アドバイザーの委嘱期間は、委嘱した年度の末日までとする。

### (匠の里アドバイザーの守秘義務)

第5 匠の里アドバイザーは指導上知り得たグループ等の秘密を漏らしてはならない。

### (匠の里アドバイザーの委嘱の取り消し)

第6 知事は匠の里アドバイザーが指導上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を取ったと認められる場合又は心身の故障のため指導業務に耐えられないと認められる場合は匠の里アドバイザーの委嘱を取り消すことができる。

#### **(指導期間)**

第7 匠の里アドバイザーが1グループ等を指導する年間延日数は5日以内とする。

ただし、知事の承認を得た場合はこれを延長することができる。

#### **(事業の承認申請)**

第8 匠の里アドバイザー事業の適用を受け事業を実施しようとするグループ等の代表者（以下「代表者」という。）は別に定める期日までに匠の里アドバイザー事業計画承認申請書（様式1）を代表者の所在地を管轄する地方事務所に2部提出するものとし、地方事務所長は1部を控えとして1部を商工部長へ送付するものとする。

#### **(事業の承認)**

第9 知事は匠の里アドバイザー事業計画承認申請書の内容を審査し適当と認めるときは、代表者に対し承認決定について通知するものとする。

#### **(匠の里アドバイザー派遣申請)**

第10 代表者はアドバイスを受ける日の10日前までに匠の里アドバイザー派遣申請書（様式2）を地方事務所長に1部提出するものとする。

#### **(匠の里アドバイザー派遣手続き)**

第11 地方事務所長は匠の里アドバイザー派遣申請に基づいてアドバイザー派遣に必要な手続きを行うものとする。

#### **(事業計画の変更)**

第12 代表者は次に掲げる事業の一に該当することとなった場合には計画変更承認を受けることとする。

- ア 事業目的の変更
- イ 事業内容の変更
- ウ グループ等の構成員の変更

(2) 代表者は匠の里アドバイザー事業計画変更承認申請書（様式3）を地方事務所長に2部提出するものとし、地府事務所長は1部を控えに1部を商工部長へ送付するものとする。

#### **(事業報告)**

第13 代表者は事業終了後すみやかに実施した事業の内容を匠の里アドバイザー事業実績報告書（様式4）にとりまとめ地方事務所長に2部提出するものとし、地方事務所長は1部を控えに1部を商工部長へ送付するものとする。

付則

この要領は昭和61年4月7日から施行する。